

2025 年度事業実施計画

当支部は、日建連本部の事業計画を基本方針とし、建設業が社会資本整備の一翼を担う産業として国民の負託に応えるとともに、「魅力ある建設企業群の実現」を目指し、地域における諸課題の改善に向けて、本部・関係団体との連携を図り、積極的な支部活動を推進するため、2025 年度の事業実施計画を次のとおり定める。

1. 公共事業の円滑な実施

社会資本整備を着実に推進するためには、公共事業予算の安定的・持続的な確保が必要である。また、円滑な施工の確保や担い手の確保・育成に向けては、受発注者のコミュニケーションの促進が重要である。このため、関係発注機関等との意見交換の充実を図るとともに、入札制度の改善や円滑な施工の確保に向けた諸活動を推進する。

(1) 発注機関との意見交換の実施

公共工事の執行における様々な課題をテーマに開催している「公共工事の諸課題に関する意見交換会」を 2025 年度も開催する。

- ① 北陸地方整備局、北陸三県並びに新潟市等との意見交換会を本部とともに開催する。
- ② 支部で公共工事の施工上における諸課題をテーマに、北陸地方整備局、新潟県との各意見交換会を開催する。
- ③ 北陸地方整備局発注工事に係る現場代理人等と北陸地方整備局において、日頃の業務に関する諸課題について改善・解決を図るため意見交換会を開催する。
- ④ 東日本旅客鉄道(株)上信越建設マネジメントオフィスと鉄道建設工事に関する諸課題の改善に向けた意見交換会を開催する。
- ⑤ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構と新幹線建設工事に関する諸課題の改善に向けた意見交換会を開催する。(日建連関西支部合同)
- ⑥ 東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社と入札・契約制度や工事施工の円滑化に関する諸課題について意見交換会を開催する。

(2) 北陸地方建設事業推進協議会への参画

北陸地方における建設事業に関する諸課題について、官民相互の協力により対応策を検討し、建設事業の効率的かつ効果的な推進に努める。

(3) 公共調達制度等への対応

多様な調達手段の検討が進められる中、公共工事をめぐる発注制度等の動向を委員会活動の中に適宜取込み、新たな発注方式等に関する検討を行う。

2. 請負契約制度の改善

工事の生産性の向上や適正な利益を確保する観点から、公共工事の契約面から見

た諸課題の改善方策への取組みを推進する。

(1) 総合評価落札方式に関する対応

- ① 総合評価落札方式について、引き続き実態を把握し、具体事例に即した課題等の抽出と総括的な見直しの検討を行う。
- ② 技術提案に伴う評価項目および評価方法等の改善策の検討を行う。
- ③ 新技術・新工法など、施工者の技術力を活かすため、E C I 方式の活用等の検討を行う。

(2) 設計変更に伴う契約変更に関する検討

契約変更が適切かつ円滑に行われるよう、引き続き課題の把握に努め、改善方策の検討を行う。

(3) 工事施工の円滑化 4 点セット等に関する検討

北陸地方建設事業推進協議会の工事施工対策部会において、円滑な事業執行に資するため作成した「土木工事条件明示の手引き（案）」、「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」、「土木工事設計変更ガイドライン（案）」、「工事一時中止に係るガイドライン（案）」等について、現場における活用の実態を把握し、改善点等の検討を行う。

(4) 現場におけるコミュニケーションの促進

品質確保や工事施工の円滑化を図るため、発注者、設計者、施工者で構成される「工事の円滑化推進会議」等の開催状況を把握し、受発注者の良好なコミュニケーションの促進に努める。

(5) 適切な工期設定に関する検討

改正建設業法並びに改正品確法等により、適切な工期設定が発注者の責務となっており、工期設定の実態等を把握し、改善点等の検討を行う。

(6) 現場の生産性向上

「北陸地方整備局インフラ D X 推進本部の取組み等により、現場の生産性向上の推進を図りながらデジタル技術の活用・導入について検討を行う。また、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的に実施している「工事書類の簡素化」について、その実態を把握し、改善点等の検討を行う。

(7) 建設キャリアアップシステムの普及促進

建設技能者の保有資格、保険の加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積することにより、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備するため、導入・活用状況を把握し、公共工事における CCUS の義務化などの働きかけに努める。

(8) その他

公共工事における契約制度の改変などによって生じた課題を抽出し検討を行う。

3. 積算の適正化と資材対策の推進

公共工事における適正な利益を確保するため、積算上の課題や資材対策について

検討を行う。

(1) 積算方式の検討

北陸地方整備局、地方公共団体等における積算上の課題について検討を行う。

(2) 資材対策の推進

北陸地方建設事業推進協議会の関係機関と連携を図り、建設資材に関する課題について、関係方面への理解促進に努める。

4. 安全対策の推進

建設工事に携わる関係者の安全、衛生、労働対策と、公衆災害防止対策の着実な展開を図るため、以下の活動等を推進する。

(1) 公衆災害防止への現場点検等の取組み

建設工事に伴う交通事故、地下埋設物事故、火薬類事故の防止に向けて以下の活動を行う。

- ① 交通安全、地下埋設物、火薬類管理に関し、点検表に基づき会員企業の工事現場の点検実施と必要な指導および優良事業場の表彰。
- ② 関係官庁から事故事例等を資料収集して会員企業への情報提供。
- ③ 事故防止に関する講習会の開催、本部作成の現場用教育資料や各種リーフレットの配付。
- ④ 関係発注機関等が行う安全点検等への協力、参加。

(2) 労働災害防止への取組み

- ① 官民一体となった安全対策の向上に努めるため、関係行政機関と連携。
- ② 建設現場における更なる安全意識の高揚と労働災害撲滅に向け決意を新たにするため、「労働災害防止安全推進大会」を支部行事として開催。
- ③ 施工現場の総合的安全管理を推進するため、現場の安全パトロールを実施し、好事例を会員に紹介するなど労働災害防止を啓発。
- ④ 発注者、施工者及び安全衛生行政関係者が連携し、労働災害防止対策を推進するために設置された「新潟県建設工事関係者連絡会議」に構成員として参画。
- ⑤ 東日本高速道路㈱新潟支社、中日本高速道路㈱金沢支社の「安全協議会」への参画。

(3) 施工現場における労働環境の改善

労働環境の改善に関して北陸地方建設事業推進協議会等と連携し、必要な対策を推進する。また、関係行政機関との意見交換会を開催する。

5. 環境対策の推進

環境の保全、再生、創造に大きく寄与する産業としての健全な発展を目指し、関係機関との連携と協調を図りつつ、主として以下の活動を行う。

(1) 建設副産物処理に関する検討

① 建設副産物のリサイクル促進についての有効策の検討

建設副産物のリサイクルに関する制度上の課題と再生利用の促進を図るための検討を行う。

② 他団体等との協力活動

北陸地方建設副産物対策連絡協議会、アスベスト対策技術連絡会等を通じ、北陸地方における建設副産物の発生抑制や再利用および適正処理等に関し、関係機関と協調して活動を推進する。

(2) 環境保全対策の推進

会員が取り組んでいる環境保全活動の実態を把握し、会員に紹介するなど環境保全対策の推進に努める。

(3) 公害防止、建設副産物対策の推進

建設工事に伴う公害防止および建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化、適正処理を図るために現場点検等の活動を行う。

① 公害防止および建設副産物管理の点検表に基づき、会員企業の工事現場の点検の実施と必要な指導および優良事業場の表彰。

② 工事現場における公害苦情処理および建設副産物対策の実態調査と対策の検討。

③ 公害防止および建設副産物対策の講習会の開催と本部作成の現場用教育資料の配付。

④ 建設副産物対策について、発注機関等との情報交換会の開催。

6. 技術開発の推進

建設技術の開発を促進するため、次の諸活動を行う。

(1) 「建設技術報告会」の活用

平成7年度を初年度に毎年開催されている「建設技術報告会」に参加し、支部会員会社により開発された新技術について報告するとともに、その活用について関係機関に働きかける。

(2) 施工技術・技術開発の推進

会員企業が開発した新技術の更なる活用普及を図るため、その評価・活用実態を把握するとともに課題を整理し、北陸地方整備局新技術活用評価委員会と連携し、活用促進に努める。

(3) 建設技術に関する情報提供

北陸地方建設事業推進協議会の北陸建設技術報告・広報委員会に参画し、HPにおいて建設技術に関する新しい工法や特殊工事の施工内容の情報提供に努める。

(4) 建設の情報通信技術（ICT）の導入・普及・拡大

生産性向上や品質確保等に寄与する情報通信技術（ICT）の導入・普及・拡大を図るために設置された「北陸 ICT 戦略推進委員会」に構成員として参画し、

導入・普及・拡大に向けた検討を行う。

7. 広報活動の推進

安全、安心な国土づくりに資するための社会資本整備の意義や必要性、また、その一翼を担う建設業の役割等について理解促進を図るための情報等を積極的に発信するとともに、支部活動のPRの充実を図る。

(1) 機関紙「ゆう」の充実

適時適切な課題をテーマとして取り上げ、建設業界に対する社会一般の理解を深めるための企画を推進するなど、内容の充実を図るとともに、建設事業の役割や社会資本整備への理解と親しみを深めてもらうように努める。

(2) 建設業界への理解の促進

建設業界への理解と協力を求めるため、マスコミ関係者と連携を密にするなど、社会的理解の促進のための諸活動を推進する。

(3) 「土木の日」関連行事の共催

「土木の日」（11月18日）の関連行事として、公益社団法人土木学会関東支部新潟会と共催で社会資本整備の必要性和「土木」を正しく理解してもらうことを目的に「土木の日」記念講演会並びに「親子工事見学会」を開催する。

(4) 発注者と連携した現場見学会の開催

安全で安心な地域づくり、社会づくりに貢献している建設事業に対する理解の促進や社会資本整備の必要性についての理解を得るため、広く学生にも参加を要請し、「市民現場見学会」を新潟地区、富山・石川地区において開催する。

なお、新潟地区については、土木学会新潟会「研修会」と共同開催する方向で検討する。

また、富山石川地区においては、参加校を拡げて実施する。

(5) 北陸地方建設事業推進協議会HP編集

北陸地方建設事業推進協議会 北陸建設技術報告・広報委員会に参画し、建設業の役割等についての理解促進に努める。

(6) 鉄道建設技術の理解の促進

鉄道建設技術の承継等を推進するため、広く学生等にも参加を要請し、現場見学会等の開催を検討する。

(7) 社会資本整備の重要性に関するシンポジウムの開催

10月21日に社会資本整備が果たす役割の重要性とともに、防災・減災、国土強靱化の更なる推進及び新たに策定される「国土強靱化実施中期計画」に基づく事業の着実な推進の必要性について、幅広く共通認識の醸成を図るため開催する。

8. 担い手の確保・育成に向けた対応

担い手の確保・育成に向け、関係機関と連携を図り、参画している「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」等の取組みを推進する。

9. 災害対策等への対応

(1) 北陸地方整備局との災害協定への対応

北陸地方整備局長と締結している「災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」に基づく対応。

(2) 東日本高速道路株式会社新潟支社との災害協定の対応

東日本高速道路株式会社新潟支社と締結している「災害時における東日本高速道路株式会社新潟支所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」に基づく対応。

(3) 中日本高速道路株式会社金沢支社との災害協定への対応

中日本高速道路株式会社金沢支社と締結している「大規模災害時における応急復旧業務に関する協定書」に基づく対応。

(4) 東北電力株式会社新潟支店との災害協定への対応

東北電力株式会社土木建築部長と締結している「災害時における東北電力株式会社所管の災害応急復旧業務に関する協定書」に基づく対応。

(5) 東北電力ネットワーク株式会社との災害協定への対応

東北電力ネットワーク株式会社土木建築部長と締結している「災害時における東北電力ネットワーク株式会社所管の災害応急復旧業務に関する協定書」に基づく対応。

(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と締結している「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」に基づく対応。

(7) 関係機関等が実施する「情報伝達訓練」、「防災訓練」への参加。

10. 委員会の設置

以上の諸活動を活発かつ効率的に実施していくため、委員会を設置するものとし、各委員会の名称および所管事項は「別表」のとおりとする。